

「宇佐市災害時市民開放井戸」登録制度について

1. 制度の目的

大規模災害発生に伴う生活用水（飲用以外のトイレ、掃除、洗濯等に使用する水をいう。）の不足を解消するため、災害時市民開放井戸登録制度を創設し、災害時における応急用として水源を確保し、地域住民の生活用水確保を図ることを目的とした制度です。

2. 対象となる井戸

- ・ 市内に所在すること
- ・ 市内の企業、団体及び自治区等が所有又は管理する井戸のうち、申請を行う日において使用し、また以後も継続して使用できること。
- ・ 安全に取水でき、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- ・ 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ・ 井戸の所有者又は管理者等において、井戸水の提供に係る電気料及び設備の維持管理費等の負担ができること。
- ・ 井戸の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）から次の事項について同意が得られていること。
 - ア. 災害時市民開放井戸として市に登録すること
 - イ. 所有者等氏名及び所在地等の情報を公表されることに同意が得られていること。

3. 申請の流れ

- ①井戸の所有者等は、申請書に必要事項を記入して危機管理課へ提出してください。
- ②後日、市職員が現地に赴き状況確認を行います。
- ③調査及び検査結果などを確認し、登録要件を満たしている場合は、決定通知書を通知するとともに、登録標識を交付します。
 - ※登録標識は、井戸の周辺等見やすい場所に掲示してください。
- ④登録した井戸の情報は、地域の自治区や自主防災組織等の長に情報提供します。

4. 応募方法

宇佐市災害時市民開放井戸登録申請書兼同意書を市危機管理課又は両支所地域振興課にご提出ください。

登録申請書兼同意書は、市ホームページから取得できます。また、又は市危機管理課又は両支所地域振興課に配置しています。

5. 問い合わせ先

危機管理課防災係 27-8111（直通）